

広島県公営企業管理規程第八号

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年七月十七日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（遅延損害金）

第九条の二 管理者は、広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）第十一条の規定により、水道事業者がその責めに帰すべき理由により前条に規定する納期限までに料金を納付しない場合は、当該水道事業者に、その納期限の翌日から納付の日までの遅延日数に応じ、当該料金につき年十四・五パーセントの割合で算定した額以上の金額を遅延損害金として納付させなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。